

年度	平成30年度	委 託 業 務 設 計 書			
業 務 名	成和東小学校スクールバス運行業務委託				
場 所	成和東小学校				
金 額	(内消費税及び地方消費税の額 ￥)				
期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	担当課	教育総務課		
業 務 概 要		設計		検算	
成和東小学校古山地区児童の送迎業務		業種		コード	

路線別 設計内訳書

成和東小学校

No.1

種別	内容	数量	単位	金額	摘要
成和東小学校					
	東谷線	1	式		
	安場線	1	式		
小計					
消費税		8	%		
合計					

設計内訳書

成和東小学校－東谷線

No.2

種別	内容	数量	単位	単価	金額	備考
運行業務委託						
	運行日数	216	日			
型車	1日キロ制運賃(実送+回送)		km			日車キロ制運賃①実送19.8km+②回送 km= km ③日車キロ制運賃(10km未満は10kmに切り上げ) km×1日
型車	1日時間制運賃(実送+回送)		時間			⑧日車時間制運賃 時間×1日 (うち出庫前帰庫後点検 2時間×1日)
	1日あたりの運賃					1日キロ制運賃(実送+回送)+1日時間制運賃(実送+回送)
	年間契約による運賃					
	実働率		%			中部運輸局ブロック平均実働率と事業者の前年度実績実働率との間
	年間契約の計算に用いる日数		日			運行日数216日×実働率 %(計算後小数点以下切捨)
	年間契約運行可能日数		日			年間契約の計算に用いる日数 日×1.4(計算後小数点以下切捨)
	年間契約額(A)					1日あたりの運賃 円×年間契約の計算に用いる日数 日
	年間契約の日数を超過する日の運賃					
	年間契約の日数を超過する日数		日			運行日数216日－年間契約運行可能日数 日
	年間契約の日数を超過する日の契約額(B)					1日あたりの運賃 円×年間契約の日数を超過する日数 日
	諸経費(C)	1	式			
合計						(A) + (B) + (C)

設計内訳書

成和東小学校－安場線

No.3

種別	内容	数量	単位	単価	金額	備考
運行業務委託						
	運行日数	216	日			
型車	1日キロ制運賃(実送+回送)		km			日車キロ制運賃①実送19.4km+②回送 km= km ③日車キロ制運賃(10km未満は10kmに切り上げ) km×1日
型車	1日時間制運賃(実送+回送)		時間			⑧日車時間制運賃 時間×1日 (うち出庫前帰庫後点検 2時間×1日)
	1日あたりの運賃					1日キロ制運賃(実送+回送)+1日時間制運賃(実送+回送)
	年間契約による運賃					
	実働率		%			中部運輸局ブロック平均実働率と事業者の前年度実績実働率との間
	年間契約の計算に用いる日数		日			運行日数216日×実働率 %(計算後小数点以下切捨)
	年間契約運行可能日数		日			年間契約の計算に用いる日数 日×1.4(計算後小数点以下切捨)
	年間契約額(A)					1日あたりの運賃 円×年間契約の計算に用いる日数 日
	年間契約の日数を超過する日の運賃					
	年間契約の日数を超過する日数		日			運行日数216日－年間契約運行可能日数 日
	年間契約の日数を超過する日の契約額(B)					1日あたりの運賃 円×年間契約の日数を超過する日数 日
	諸経費(C)	1	式			
合計						(A) + (B) + (C)

数量計算書

成和東小学校－東谷線 往路1回、復路2回

No.4

種別	内容	細別	数量	単位	摘要
日車キロ制運賃(型)					
	① 日車キロ制運賃(実送)	乗客有り	19.8	km	往路6.6km、復路6.6km＋6.6km
	② 日車キロ制運賃(回送)	乗客無し		km	往路 車庫→東谷 km 学校(市民センター)→車庫 km 復路 車庫→学校(市民センター) km 東谷→学校(市民センター) km 東谷→車庫 km
合計	③＝①＋②			km	10km未満切り上げ
日車時間制運賃(型)					
	④ 日車時間制運賃(実送)	乗客有り	0:48	時間	往路16分、復路16分×2回
	⑤ 日車時間制運賃(回送)	乗客無し		時間	往路 分＋ 分、復路 分＋ 分＋ 分、復路2回目発待機時間 分
	⑥＝④＋⑤			時間	⑥≥最低保障3時間
	⑦ 出庫前帰庫後点検		2:00	時間	出庫前点検1時間＋帰庫後点検1時間
合計	⑧＝⑥＋⑦			時間	30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ

数量計算書

成和東小学校－安場線 往路1回、復路2回

No.5

種別	内容	細別	数量	単位	摘要
日車キロ制運賃(型)					
	① 日車キロ制運賃(実送)	乗客有り	19.4	km	往路6.8km、復路6.8km+5.8km
	② 日車キロ制運賃(回送)	乗客無し		km	往路 車庫→湯屋谷 km 学校(市民センター)→車庫 km 復路 車庫→学校(市民センター) km 湯屋谷→学校(市民センター) km 蔵縄手→車庫 km
合計	③=①+②			km	10km未満切り上げ
日車時間制運賃(型)					
	④ 日車時間制運賃(実送)	乗客有り	0:45	時間	往路16分、復路16分+13分
	⑤ 日車時間制運賃(回送)	乗客無し		時間	往路 分+ 分、復路 分+ 分+ 分、復路2回目発待機時間 分
	⑥=④+⑤			時間	⑥≥最低保障3時間
	⑦ 出庫前帰庫後点検		2:00	時間	出庫前点検1時間+帰庫後点検1時間
合計	⑧=⑥+⑦			時間	30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ

成和東小学校スクールバス運行業務委託にかかる仕様書

1 委託業務内容

スクールバス運行業務は、授業日等における児童・生徒の通学について、一定集合場所から学校まで、また学校から一定集合場所まで、バスという交通手段を用いて支援する業務である。委託料には業務の履行に必要な経費一切を含めるものとする。なお、本業務は平成28年7月1日付け国自旅第80号「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」に基づく年間契約（以下「年間契約」という。）によるものとし、受託者の貸切バスを委託者の専属車両として運送する契約形態とする。

2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 業務箇所

成和東小学校通学区域とする。

4 委託料の支払い

委託料は1年を3ヵ月毎に4期に分け、それぞれの運行期間終了後に請求に基づき支払うものとする。

5 使用する車両

- ①受託者は、乗車児童・生徒全員が乗れる大きさの車両を用意し、業務を行うものとする。なお、児童については補助席を使用しない状態で全員が着席できるものとする。このとき、12歳未満の児童についても道路運送車両の保安基準第53条第2項の規定を適用することなく、児童1人は大人1人とした上で座席を確保すること。
- ②車両の大きさは指定しないが、運行ルート of 道幅や停留所、転回場所等を勘案した上で滞りなく運行できる大きさの車両を用意すること。
- ③車内外を撮影し記録できるドライブレコーダーが備わっていること。
- ④使用する車両の大きさを内訳書の種別欄に記載すること。
- ⑤出庫前及び帰庫後の点呼・点検が確実に行われていること。
- ⑥運行に使用できる車両はスクールバス年間契約に関する事項に記載された委託者の専属車両に限定されるため、車検や故障等によりスクールバスの運行に支障が出ないよう、路線ごとに1台以上の予備車両を確保することとし、使用する可能性のある車両は漏れなく記載すること。なお、スクールバスの運行に支障が出ないのであれば、予備車両として同一車両を複数の路線に記載しても差し支えない。
- ⑦スクールバスの運行に付随する回送及び点呼・点検については、他の事業者等との契約による運行をかみ合わせることは認めない。

6 運行日数

- ①年間運行予定日数は年間204日とし、原則土曜・日曜は運休となるが、参観日、体育祭などの学校行事の都合により、土曜・日曜に運行する場合がある。（土日行事の場合は、平日休校となり、運休となる。）

- ②年間運行予定日数とは別に、特別運行として長期休業日中（夏・冬休み等）のスクールバスを12日運行するものとする。

7 運行区間、運行時刻及び乗車人数

- ①別添の運行計画書及び地図のとおりとする。ただし、学校又は受託者に必要があれば、双方協議の上、変更することができる。なお、児童生徒が乗降車しない停留所については運行する必要はない。
- ②運行時間及び運行日程については、受託者と学校のスクールバス担当者で運行の前月中に十分な打合せを行うこと。
- ③自然災害等により、急な運行時間の変更や運行取り止めが生じる場合、学校と受託者が互いに連絡を取り合い調整するものとする。なお、自然災害等による下校の場合においては、学校から臨時便の要請があれば、受託者は可能な限り迅速に対応するものとする。
- ④乗車人数の変更については、大きな増減等の例外を除き、原則として委託料の変更は行わない。

8 入札金額の積算

- ①入札金額については設計書に基づき216日分を積算すること。
- ②入札金額の積算に使用する運行本数は、運行計画書の曜日に関係なく、往路1便、復路2便で積算して算出するものとする。なお、設計書に数量が記載されているものはこれを用いて積算しなければならない。設計書に数量が記載されていないものは積算に用いた数量を設計書の備考欄に記載すること。
- ③回送距離や回送時間については、配車後の進行方向を考慮し、回送ルート of 道幅や転回場所等を勘案して適切に見積もること。
- ④復路2便目の待機時間については、運行計画の表中「金 1回目 1～4年」15時05分発の運行を終えた後、成和東小学校到着時刻から「金 2回目 5～6年」16時00分発までの時間とする。
- ⑤実働率については、中部運輸局ブロック平均実働率と事業者の前年度実績実働率の間の値を用いること。なお、事業者の前年度実績実働率は、事業者が三重運輸支局に提出した輸送実績報告書によることとし、中部運輸局ブロック平均実働率以外の値を用いた場合は当該輸送実績報告書により確認を行う。
- ⑥年間契約の計算に用いる日数及び年間契約運行可能日数の積算については、小数点以下を切り捨てることに十分注意すること。

9 再委託の禁止

スクールバスの運行は、この業務の主となる部分であるため、受託者は業務を履行するにあたり、スクールバスの運行を再委託してはならない。ただし、運行開始後に真にやむを得ない事情が生じ、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 事故時の責務

- ①受託者は、業務中に事故があった場合、受託者の責に帰す事由の有無に関わらず、速やかに学校長及び委託者に報告しなければならない。
- ②受託者は、その業務中に児童、生徒、教職員等の学校関係者に損害を与えた場合、そ

の損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰す事由が認められない場合はこの限りではない。

③受託者は、運行中の事故によって発生した損害を賠償しなければならない。

④損害賠償に関して、この契約に定めのない事項が発生したときは、委託者と受託者とが協議の上、誠実に対応するものとする。

11 運行中の災害対応

①運行中に、自然災害等により運行の安全が脅かされる恐れがある場合、受託者は直ちに乗員の安全を確保する措置をとらなければならない。

②上記の場合、受託者は乗員の安全を確保した上で、状況を学校長及び委託者に報告するものとする。

12 安全確保のための受託者の役割

①受託者は、可能な限り同一路線には同一運転手を配置するよう努め、その者の運転免許証の写しを委託者に提出するものとする。1人の運転手ではなく複数の運転手が運転を行う可能性があるときには、その可能性のある全ての者について同様とする。途中で変更がある場合にはその旨を委託者に報告し、新たに運転手となる者の運転免許証を委託者に提出するものとする。

（※運転免許証の写しについては裏表両面とし、住所及び生年月日については不要とする。）

②受託者は、事故や災害発生時などの緊急時の連絡体制を整備し、文書化して委託者及び学校に提出するものとする。また、受託者が社内において定めている、不測の事態等に対応するための緊急時対応マニュアル等を併せて提出すること。

③受託者は、運行に使用する車両の車検証の写しを提出するものとする。

④受託者は、上記車両の整備に努め、定期点検（3ヶ月点検等）の整備記録簿、日常点検の記録等を整備するとともに、運行管理の状況を運行記録簿に記録しておかなければならない。また、委託者が求めた場合は、速やかにその記録等の写しを提出するものとする。

⑤受託者は、バス及び運転手の不測の事態に備え、代替のバス及び運転手を直ちに派遣できるようにするものとする。

⑥受託者は、各車両に緊急時の連絡用として携帯電話等の通信機器を常備するものとする。

⑦受託者は、本業務を要因とする行政処分を受けたとき、または、本業務を要因とする行政処分かどうかにかかわらず業務の遂行に支障をきたす行政処分を受けたときは、処分を受けた原因及び処分内容並びに今後の対応等を文書化し委託者に提出すること。

13 運行状況の確認

受託者はスクールバスの運行状況を運行の都度スクールバス運行簿に記録し毎月提出することとする。なお、スクールバスの運行状況等を確認するために必要な調査を行う場合がある。このとき、受託者は委託者が行う調査に協力するものとする。

14 自動車保険

受託者は、この業務の履行にあたり、業務で使用する車両について次の基準以上の自

動車保険契約を締結するものとし、契約時及び保険更新時にその保険証書の写しを委託者に提出するものとする。この提出は使用する車両全てにおいて同様とする。

・保険契約基準

対人保険 無制限

対物保険 無制限

搭乗者傷害保険 1名 1,000 万円

人身傷害 1名 5,000 万円

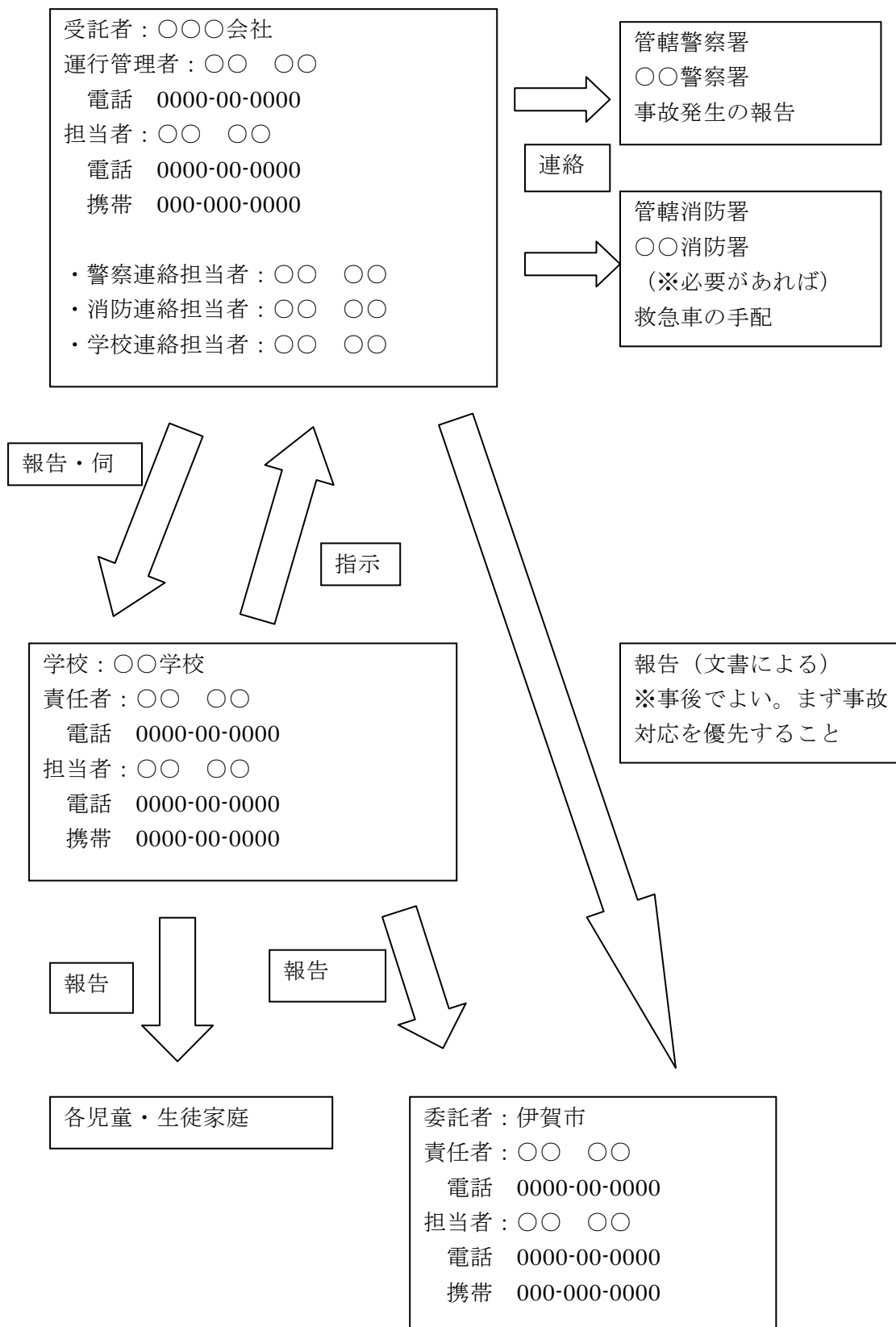
15 委託料の精算

- ①委託料の精算は最終支払い時に行うこととする。
- ②年間契約による運賃については、委託者の要請により、運賃の積算に用いた距離及び時間を上回った分について精算を行うこととする。
- ③年間契約の日数を超過する運行にかかる運賃については、運行日数、距離及び時間の実績に応じて精算を行うこととする。
- ④受託者の都合による増額については、精算は行わない。

16 その他

- ①この契約に定めのない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議の上、決定するものとする。
- ②児童・生徒以外に教師、保護者等が同乗する場合がある。この場合において児童・生徒以外の座席の確保は受託者の任意とする。
- ③第 12 項記載の運転免許証及び車検証の写し、緊急連絡体制図、緊急時対応マニュアル等は、契約締結後から業務開始前までに提出するものとする。
- ④始発場所で路上駐車せざるを得ない場合は、長時間停車することにより交通の妨げにならないよう配車時刻に配慮すること。
- ⑤受託者の責任で本業務を遂行できなくなった場合は、業務不履行となり契約解除となる場合がある。このとき、約款に定める違約金とは別に委託者が被った損害について受託者に損害賠償請求する場合がある。
- ⑥受託者は、道路運送法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、運行予定日の 30 日前までに一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定届出書に年間契約書を添付し、三重運輸支局に提出すること。

事故発生時等の緊急連絡体制図



ス ク ー ル バ ス 運 行 簿

平成 年 月 日 (曜 日)

確 認 印	運行管理者

天候

学 校 名		路 線 名		車 両 番 号	
-------------	--	-------------	--	------------------	--

回数	発着地		使用時間			メーター		走行距離	運転者名	備考
			出発	到着	所要時間	出発	到着			
1	～		:	:	:					
2	～		:	:	:					
3	～		:	:	:					
4	～		:	:	:					
5	～		:	:	:					
6	～		:	:	:					
7	～		:	:	:					
8	～		:	:	:					
9	～		:	:	:					
10	～		:	:	:					
11	～		:	:	:					
12	～		:	:	:					
出庫時 時刻	時	分	出庫時のメーター読み	本日の走行時間		点呼点検				
				時間 分		出庫前	帰庫後			
帰庫時 時刻	時	分	帰庫時のメーター読み	本日の走行km						
				km						

1. 発着地は「車庫～〇〇停留所」、「〇〇停留所～〇〇学校」のように回送と実送を分けて、往路の出庫から復路の帰庫までを記入してください。
2. 復路2便目等の待機時間は発着地に「復路〇便目待機時間」等と記入し、使用時間に待機時間の始まりと終わりを記入してください。
3. 出庫前及び帰庫後の点呼点検実施後に○を記入してください。
4. スクールバス運行業務の運賃の積算に含まれない部分がある場合は備考欄等にその内容を記入してください。
5. 記載内容に誤りがなければ運行管理者が確認し押印してください。

平成30年度 年間登校予定日 (小学校)

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	学年始休業日	○	○	日	夏季休業日	土	○	○	土	冬季休業日	○	○	
2		○	土	○		日	○	○	日		土	土	
3		祝	日	○		○	○	祝	○		日	日	
4		祝	○	○		○	○	日	○		○	○	
5		祝	○	○		○	○	○	○		○	○	
6	○	日	○	○		○	土	○	○		○	○	
7	土	○	○	土		○	日	○	○		○	○	
8	日	○	○	日		土	祝	○	土	○	○	○	
9	○	○	土	○		日	○	○	日	○	土	土	
10	○	○	日	○		○	○	土	○	○	日	日	
11	○	○	○	○		○	○	日	○	○	祝	○	
12	○	土	○	○		○	○	○	○	土	○	○	
13	○	日	○	○		○	土	○	○	日	○	○	
14	土	○	○	土		○	日	○	○	祝	○	○	
15	日	○	○	日		土	○	○	土	○	○	○	
16	○	○	土	祝		日	○	○	日	○	土	土	
17	○	○	日	○		祝	○	土	○	○	日	日	
18	○	○	○	○		○	○	日	○	○	○	○	
19	○	土	○	○		○	○	○	○	土	○	○	
20	○	日	○	○		○	土	○	○	日	○	○	
21	土	○	○	夏季休業日		○	日	○	○	○	○	○	祝
22	日	○	○			土	○	○	土	○	○	○	○
23	○	○	土			祝	○	祝	祝	○	土	土	
24	○	○	日			振	○	土	冬季休業日	○	日	日	
25	○	○	○			○	○	日		○	○	○	
26	○	土	○			○	○	○		土	○	学年末休業日	
27	○	日	○			○	土	○		日	○		
28	土	○	○			○	○	日		○	○		
29	祝	○	○			○	土	○	○				
30	振	○	土			○	日	○	○				
31		○				○		○		○			
計	16	21	21	14	4	18	22	21	15	17	19	16	
	204												

※年間登校日とは別に、長期休業日中(夏・冬休み等)に12日登校する。

平成30年度・成和東小学校

スクールバス運行計画書

路線名		東谷線							
バス停名	登校時刻	利用人数							
	時刻	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
東谷	7:45				1	1	1	3	
古山地区市民センター前	7:50			2	1		2	5	
増田商店前	7:53	1	4	1	1	1		8	
成和東小学校(猪田地区市民センター)	8:01							16	
	合計	1	4	3	3	2	3		

バス停名	下校時刻									
	月		火		水	木		金		午前中授業
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回	1回目	2回目	1回目	2回目	1回
	1～3年	4～6年	1～2年	3～6年	1～6年	1年	2～6年	1～4年	5～6年	1～6年
成和東小学校(猪田地区市民センター)	15:05	16:00	－	16:00	14:50	－	16:00	15:05	16:00	11:40
増田商店様前	15:13	16:08	－	16:08	14:58	－	16:08	15:13	16:08	11:48
古山郵便局前(下校のみ)	15:14	16:09	－	16:09	14:59	－	16:09	15:14	16:09	11:49
太鼓橋	15:15	16:10	－	16:10	15:00	－	16:10	15:15	16:10	11:50
古山地区市民センター前	15:16	16:11	－	16:11	15:15	－	16:11	15:16	16:11	11:51
東谷	－	16:16	－	16:16	15:06	－	16:16	15:21	16:16	11:56

※火曜日1回目は1,2年生、木曜日1回目は1年生のみなので、安場線1台の運行となります。

平成30年度・成和東小学校

スクールバス運行計画書

路線名		安場線						
バス停名	登校時刻	利用人数						
	時刻	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
湯屋谷	7:45				1			1
蔵縄手	7:48	2		1	1	1		5
安場	7:50		1	1	1	1		4
安場公民館前	7:52			2		1		3
成和東小学校(猪田地区市民センター)	8:01							13
	合計	2	1	4	3	3	0	

バス停名	下校時刻									
	月		火		水	木		金		午前中授業
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回	1回目	2回目	1回目	2回目	1回
	1～3年	4～6年	1～2年	3～6年	1～6年	1年	2～6年	1～4年	5～6年	1～6年
成和東小学校(猪田地区市民センター)	15:05	16:00	15:05	16:00	14:50	15:05	16:00	15:05	16:00	11:40
蔵縄手(三交) 火曜日1回目は、増田商店前と郵便局前、木曜日1回目は、増田商店前	－	－	15:13 15:14	－	14:59	15:13	－	15:14	16:09	－
安場	15:15	16:10	15:15	16:10	15:00	－	16:10	15:15	16:10	11:50
安場公民館前	15:16	16:11	15:16	16:11	15:01	－	16:11	15:16	16:11	11:51
蔵縄手	15:18	16:13	15:18	16:13	15:03	15:18	16:13	15:18	16:13	11:53
湯屋谷	－	16:16	－	16:16	15:06	－	16:16	15:21	－	11:56

※火曜日1回目は1,2年生、木曜日1回目は1年生のみなので、安場線1台の運行となります。

成和東小学校スクールバス路線図

